

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（令和元（2019）年12月1日号）

【今号の内容】

- 台風19号関連の特別相談窓口を開設しています
- 「とちぎ女性活躍応援フォーラム2019」を開催します
- 働きやすい職場づくりセミナー
- 年末年始における年次有給休暇の取得促進について
- 時間単位の年次有給休暇制度の導入促進について
- 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
- 栃木県特定最低賃金の改定について
- WORKWORK とちぎへの掲載について
- 在職者向け技能講習のご案内
- アサーティブ・トレーニング講座（全2回）

---

台風第19号関連の特別相談窓口を開設しています

---

栃木労働局では、今般の台風19号の被害に伴う事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、特別相談窓口を開設しました。

また、台風の災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、雇用調整助成金の特例措置を実施しています。

・特別相談窓口に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000528158.pdf>

・雇用調整助成金に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/page\\_L07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page_L07.html)

---

「とちぎ女性活躍応援フォーラム2019」を開催します

---

県では、「とちぎ女性活躍応援フォーラム2019」を開催します。男女がともに生き活きと活躍するための

ヒントがいっぱいのイベントです！

みなさんのご来場をお待ちしています！

●日時 12月13日（金）13:30～16:30

（開場 13:00）

●場所 パルティとちぎ男女共同参画センター

●内容

【第1部】「男女生き活き企業」表彰式

【第2部】「とちぎ女性活躍推進学生会議」

提言発表

【第3部】事例発表

「我が社における女性活躍推進・働き方改革

～男女共に輝く職場を目指して～」

【第4部】基調講演

「ダイバーシティの文脈からみた女性活躍推進の課題ととるべき施策」

講師：矢島 洋子 氏（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社執行役員主席研究員中央大学経営研究科客員教授）

●定員 300名（先着）

●参加費 無料

●申込期限 12月5日（木）

※定員に余裕があれば、当日も受け付けます。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=848>

---

働きやすい職場づくりセミナーについて

---

栃木労働局では、令和元年6月5日に女性活躍推進法等の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、職場におけるハラスメント防止や女性活躍推進の必要生・意義と、法律の内容について理解を深めることを目的にセミナーを開催します。

●日時 令和元年12月18日（水）14:00～16:30

●会場 宇都宮市文化会館大ホール

●基調講演「ワーク・ライフ・バランスのその先に

～女性活躍推進の新常識～」

治部 れんげ 氏（ジャーナリスト／昭和女子大学

現代ビジネス研修所研究員)

●説明

「ハラスメント対策の強化について」／栃木労働局

「パートタイム・有期雇用労働法等について」

／栃木働き方改革推進支援センター

●個別相談（栃木働き方改革推進支援センター）

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000554056.pdf>

---

### 年末年始における年次有給休暇の取得促進について

---

年末年始は9連休！

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しましょう。

労働基準法が改正され、平成31(2019)年4月より、使用者は10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日間、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

なお、この時季指定を行わなければならない5日間について、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/150609-01.html>

---

### 時間単位の年次有給休暇制度の導入促進について

---

年次有給休暇は原則1日単位ですが、労使協定の締結等により、年5日の範囲内で時間単位での取得が可能となります。

この制度を導入することで、従業員が治療のために通院したり、子どもの学校行事への参加や家族の介護など、さまざまな事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるようになります。

※労働基準法が改正され、平成 31 年 4 月より、使用者は法定の年休暇付与日数が 10 日以上全ての労働者に対し、年 5 日の年休を確実に取得させることが必要となっていますが、時間単位年休の取得分については、確実な取得が必要な 5 日から差し引くことはできません。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/jikan/sokushin/jigyousya.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/sokushin/jigyousya.html)

---

12 月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

---

厚生労働省では、今年度新たに、12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な周知・啓発活動を実施します。

職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境づくりに取り組みましょう。なお、今般、職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的な内容等についての指針案が示されました。指針は、今後、パブリックコメントを経て、正式決定されます。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07971.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07971.html)

---

栃木県特定最低賃金の改定について

---

栃木県の特定最低賃金が改定され、令和元（2019）年 12 月 31 日から下記のとおりとなりますので、御確認ください。

**【地域別最低賃金】**

（効力発生日 令和元（2019）年 10 月 1 日）

特定最低賃金が適用されない全ての労働者に適用されます。

栃木県最低賃金：853 円

### 【特定最低賃金】

(効力発生日 令和元(2019)年12月31日)

18歳未満又は65歳以上の労働者は地域別最低賃金が適用されます。

- ・塗料製造業 963円
- ・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 910円
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 910円
- ・自動車・同附属品製造業 917円
- ・計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計  
・同部品製造業 909円
- ・各種商品小売業 871円

詳細は栃木労働局労働基準部賃金室(028-634-9109)へお問合せください。

栃木労働局のホームページはこちら(↓)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/home.html>

---

### WORKWORK とちぎへの掲載について

---

栃木県が運営する就職支援サイト「WORKWORK とちぎ」がリニューアルオープンいたしました。本サイトは、とちぎジョブモールなどで実施する就職支援の情報や、県内企業求人情報を掲載しています。

また、県では、サイトに掲載する企業や移住支援金対象法人を募集しています。

詳しくはURLからアクセスください。

<https://workwork-tochigi.jp/>

(お問い合わせ先)

労働政策課 雇用対策担当

028-623-3224

---

## 在職者向け技能講習のご案内

---

県立産業技術専門校では、ガス溶接・アーク溶接等の技能講習・特別教育、技能検定等の準備講習など、在職者の方がスキルアップするための講習会を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-it.ac.jp>

（お問い合わせ先）

県立産業技術専門校 028-689-6380

県立産業技術専門校 0287-64-4000

県立産業技術専門校 0284-91-0803

---

## アサーティブ・トレーニング講座（全2回）

---

わかりやすく、たのしい、あたたかい！気持ちをスッキリ伝えるレッスン。

●開催日・内容

①1/11(土)体験・実感編

アサーティブネス自己信頼にもとづく自己表現

②1/12(日)実践・応用編

頼む・断る・安全な距離感 ポジティブな気持ちのやりとり

●講師 NPO 法人 TEENSPOST 代表

思春期・家族カウンセラー 八巻 香織

●時間 ①1/11（土）10：00～16：00

②1/12（日）10：00～15：00

●対象 2日間とも受講可能な方（家族・親しい方同士での参加は不可）

●定員 30名

●受講料 4,000円（別途教材費）

●申込締切 12/10(火)

※アサーティブとは、自分と相手とお互いの権利を尊重し、シンプルに誠実に伝えあうことで、対等なコミュニケーションをつくる自己信頼に基づく自己表現で

す。

※ご家族や親しい方同士でのご参加はご遠慮ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

[www.parti.jp/kouza/index\\_11.html](http://www.parti.jp/kouza/index_11.html)

（お問い合わせ先）

（公財）とちぎ男女共同参画財団 028-665-7706

#### 【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225